

平成 29 年度 第 2 回高岡採択地区協議会（小学校道徳科用図書）議事録要旨

- 1 開催日 平成 29 年 8 月 4 日（金）
- 2 場 所 須崎市総合保健福祉センター 2 F 会議室 2
- 3 出席者 別紙 1 の通り
- 4 開催時間 午後 3 時
- 5 議案

① 「教科用図書採択方法についての確認」を議題とします。

＜事務局より説明：教科用図書採択方法についての確認＞

（会長） ご意見をお伺いします。

＜異議なし＞

（会長） ご質問、ご意見が無いようですので確認を終わります。

② 「教科用図書採択（小学校道徳）について」を議題とします。

（会長） それでは、委員の方々から良いと思われる教科用図書発行者名と選定理由をお願いしたいと思います。

（委員） 教育出版を希望しています。理由として高知・地元の教材が取り扱われていること、生き方について学ぶ際の取り上げた人物が適切であること、挿絵についても資料の内容にふさわしいものになっていること、各学年で対話的で深い学び・体験的な学びが出来るように子供たちの主体的な学習の部分に工夫がある。発達段階に応じた規則の尊重や情報モラルについて取り扱っている点で教育出版を希望します。

（委員） 学研を選定しています。教材によって深めよう・ひろめよう・つなげようなどの取組作業が出来る工夫がされている。最後に考えようが設けていて工夫されている。また、サイズも A4 と使いやすいところです。

（委員） 廣済堂あかつきです。全体として道徳ノートがあって使いやすい。意見がわかれたが、学習の道筋が設けられていて、道徳で求められている多様な考え方が道徳的価値に迫っていかなければならないが、それを書くことがいいのかという意見もあったが、一定限られた時間の中で先生の中にも力量があるなかで平均して先生の力量にかかわらず一定の方向性が出来るのではないかと思い選定しました。

（委員） 光村を押しています。教材については、4 割位同じ教材が全部の教科書に入っている。学習に入る前の頻度や学習案内もあり子供たちがどういう視点で考えて学習に入りやすい案内がある。最後に振りかえってどういうことを考えるか学研が 2 項目位で光村が 3 項目位書かれてあったところがいいと考えた。そして、挿絵がぼやけて漫画チックでないはっきりした絵を描いていない。学研は、漫画チックといいますか輪郭がはっきりしていて、読み教材としてどっちがいいかを考えてイラストが多い明確な図で説明する形では無い方がいいと判断をしました。

廣済堂あかつきについては、巻末にワークシートが入っていたが、逆にそれに縛られてしまう恐れや学習のマンネリ化やワンパターン化が取られやすい形になっているので、むしろやりにくいと考えて、その中で光村がいいのではないかと判断をしています。

(委員) 光村を選ばせていただきました。全部の教科書を見させていただいて、郷土の偉人について、ふるさと教育で地元出身の偉人について勉強をしております。それについて取り上げているのが2社位あったと思うが、最終的にバランスがよく子供たちにしっかり勉強させることが出来ることを踏まえて光村を選びました。

(委員) 全体を見て光村を選ばせていただきました。その中で、考えよう、つなげようという報告で道德の学びを深められるような配慮がされていた所と挿絵も漫画的では無かったということで光村を選びました。

(委員) 光村を選びました。別添の道德科用図書調査研究方針に基づく基本方針に最も忠実であると判断しました。また、道德教科化をするにあたり懸念されていた郷土を愛する部分の取り扱いや、個人の成長を重要視しているところなど一番光村が良かったという意見で光村を選んでいきます。

(会長) その他、ご意見はありませんか。

(委員) 投票についてですが、市町村ごとに1票なのか、採択協議委員ごとに1票なのか、そうなると市町村で数が違うようになりますので、ただ市町村ごとになるとPTAの会長さんなどが抜けてしまうので、そこをはっきりしていただきたい。

(会長) 各委員に1票で確認をさせていただきたいと思います。名簿で1番から2番の委員の方1名1票で行きたいと思います。

(会長) それでは、教科用図書の選定ということで、第11条で行きますと協議会の会議で協議し委員全員の一致によって決するということになりますが、皆様の意見を聞いておりますと全会一致ということは難しいと思われるので、2項によって投票になっておりますが挙手によって確認と決定をしていきたいと思いますがよろしいでしょうか

(委員) 異議なし

(会長) 教育出版が良いと思われる方の挙手をお願いします。【2名挙手】

(会長) 学研教育みらいが良いと思われる方の挙手をお願いします。【2名挙手】

(会長) 廣済堂あかつきが良いと思われる方の挙手をお願いします。【2名挙手】

(会長) 光村が良いと思われる方の挙手をお願いします。【16名挙手】

よって、過半数を得た教科用図書を選定ということで、この協議会につきましては、平成30年度使用小学校教科用図書道德ということで光村図書出版と決定させていただきたいと思います。このことについては、各教育委員会に教科書選定結果報告内容の通知をさせていただきますので、各教育委員会で平成30年度使用小学校教科用図書道德の採択をお願いします。

③ 「その他 今後の日程について」事務局より説明願います。

(事務局) 今日の採択協議会での結果を受けて、各教育委員会において、もう一度採択教科書についてお話し合いをお願いいたします。その結果を、8月10日ま

で事務局にお知らせしていただきたいと思います。お知らせの方法については、メール等でお知らせしたいと思います。10日の結果を受けて事務局から地教委や県、各学校へ採択の結果を報告させていただき、18日には県へ需要数の報告をしていただきたいと思います。8月31日には高岡採択地区協議会を解散いたしまして、9月1日に県のホームページで結果の公表がされることとなります。10日の報告で結果が一致した場合は、臨時協議会はありませんが、もし意見が分かれることになった場合は、臨時協議会を開いて意見を一致させる必要がありますのでよろしくお願いします。

(会長) 日程についてのご質問、ご意見がございますでしょうか。

<質問、意見なし>

④ 「その他 情報の公表について」事務局より説明願います。

(事務局) 情報の公表については、以前の協議会で今回の採択協議会で確認を行うこととしておりましたので、必要と思われる資料を用意しましたのでご協議をお願いします。

(会長) 高岡採択地区協議会規約の中の第5章第14条で議事録及び資料の公表については、協議会の会議の議事録及び前条3項の資料については、関係市町村学校組合等教育委員会において、教科用図書を選定した後は、遅滞なく公表することになっています。その中で関係の資料をご確認いただき、資料2については、前回及び今回の議事録については公表させていただくと第14条の中にあります。また、14条の中に前条3項の資料については、調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告するとなっております。別添1の第2号様式、第3号様式、第4号様式、全てが情報の公表の対象となっていることをご確認していただきたいと思います。

(委員) 制度が違うので採択協議会あくまで採択協議会であって教科書採択の決定権は市町村教委が持っているので、採択協議会の結果であって採択結果では無いのでそういう趣旨での公開の仕方ですね。県はまとめて公表しますので各市町村が採択協議会や県教委の結果を受けて、採択しましたと公表することは問題ないと思う。

(委員) 採択協議会の結果をそれぞれの市町村に持って帰って、承認するわけですね。意見が相違した場合には、臨時協議会を行うわけですので最終的に決定しないと公表出来ない。

(会長) この協議会の情報の公表については、各地教委で対応していただくことと、県の公表が9月1日予定ですので、その後の公表ということでよろしいでしょうか。

<質問、意見なし>

(会長) それでは、会の方を閉じさせていただきます。

閉会時間 午後3時50分